

政総第2307号
令和7年3月24日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和7年2月26日付け神議第2107号をもって送付のありました木佐木 忠晶
議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 齊藤
内線 3026

答 弁 書

● 神奈川県の不妊治療支援をすべての県民に届けるために

県では、不妊治療を行う方々を支援するため、令和6年度から、保険適用外の先進医療を受ける方に対し、市町村と連携した補助を開始しました。

令和7年度には19市町村でこの補助が実施される予定であり、一定の広がりを見せていますので、全ての市町村での実施に向けて、引き続き積極的に働きかけていきます。

一方で、補助を実施していない市町村からは、財政負担が大きいといった声も伺っており、県としても、不妊治療の支援は、市町村の規模や財政力に関わらず、本来、全国一律で行われる必要があると考えています。

そこで県では、国に対し、医療保険の適用外で先進医療となっている治療も、有効性や安全性の検討を進め、保険適用の対象とすることについて、要望を行っています。

今後も引き続き、不妊治療を必要とする方が安心して治療を受けられるよう、しっかりと取り組んでまいります。

● 県内企業に就職をする若者に対する奨学金返済支援制度の創設について

大学等の高等教育については、国において、令和7年度から子ども3人以上の世帯に対する大学等の授業料等の無償化が予定されており、引き続き国の責任において学費の軽減や返済の免除等の検討を行うべきと考えます。

また国は、若者のUターン・Iターン就職等を促進するため、奨学金返済支援制度の活用を推進していますが、本県は、2024年の人口移動報告において、生産年齢人口の転入超過が東京都に次いで全国で2番目に多いこと、さらに県内の一部の市町村では、地域のニーズに応じて、既に独自に取組も行っていることから、現時点では本県全域での対応は考えておりません。

県では、中小企業の労働力不足に対して、生産性向上やデジタル化の支援、求職者とのマッチング強化や外国人材の活用等により、しっかりと取り組んでまいります。

● 当事者目線の障害福祉を推進していくための施設運営の在り方について

○ 障害者施設の運営方法のあり方について

ライトセンターと聴覚障害者福祉センターでは、毎年度、施設利用者等に協力を得て、利用者満足度調査を行っており、その結果は、県のモニタリングの際に確認しています。

こうした取組も含めて、指定管理者においては、利用者である障がい当事者の意見を丁寧に伺い、県は、継続的にモニタリングを実施して、当事者の目線に立った、よりよい施設の運営を目指していきます。

ライトセンターでは、視覚障がい者に、様々なサービスを提供していますが、このサービスは、固定的な、決まった内容ではなく、利用者一人ひとりの個別ニーズ

や、障がい者を取り巻く環境の変化などに応じて、さらに、充実を図っていく必要があります。

そのため、ライトセンターの指定管理者の選定基準では、評価の配点について、100点満点のうち、サービスの向上を70点、管理経費の節減等を5点、団体の業務遂行能力を25点としており、事業面における利用者へのサービスの向上を、特に重視して評価を行い、令和8年度からの次期指定管理者を選定していきます。

○ 視覚障がい者が安心して利用できるプールの確保について

ライトセンターのプールは、老朽化が進み、錆の発生などにより利用者が怪我をする危険があることから、令和2年3月から利用を休止しています。

プールを再稼働させるには、プール槽本体だけではなく、ろ過器やボイラーといった付帯設備の更新も必要です。

県が令和4年度に設置した「神奈川県ライトセンターの事業に関するあり方検討会」の報告書の中で、プールについては、「県の財産として利用を継続していくべき」という意見とともに、「共生社会を目指す中では、ライトセンターのスポーツ施設という限られた場所ではなく、広く一般の人と同様に視覚障がい者が身近な地域でスポーツを楽しめるようにしていくべき」として「廃止も含めて慎重に検討されるべき」という意見が併記されています。

ライトセンターのプールについては、当面、休止を継続することとしますが、今後、廃止やプールの設置場所の利活用等も含めて、慎重に検討をしていきます。

昨年4月に施行された改正障害者差別解消法により、スポーツ施設においても、障がい者に対する合理的配慮の提供が義務化されました。

令和4年度に、ライトセンターが、県内の公立等のスポーツ施設80施設を対象として実施したアンケート調査では、回答のあった52施設のうち22施設からプールがあるとの回答があり、そのうち、11施設では、視覚障がい者が利用していることが確認されましたが、他の施設でも視覚障がい者の利用がさらに進んでいくことが見込まれます。

県内各地で視覚障がい者が安全にプールを利用することができるようライトセンターの職員が視覚障がい者と一緒に地域のスポーツ施設に出向いて、利用を支援するといった取組も進めており、今後も、引き続き、実施していきます。

また、合理的な配慮の提供は、スポーツ施設設置者の義務であることから、ライトセンターでは、スポーツ施設から、視覚障がい者がプールを利用する際に、どのような配慮をすればよいのか、施設の整備のあり方を含めた必要な助言を行っていきます。

● 県の特別養護老人ホーム整備促進の本気度について

○ 特養の増設の必要性について

高齢化が進む中、在宅での介護が困難な要介護度の高い高齢者を入居対象とする特別養護老人ホームは大変重要な施設です。

特別養護老人ホームの整備は、第9期「かながわ高齢者保健福祉計画」において

も令和6年度から3年間で約2,700床を整備し、令和8年度末までに43,716床とする目標を掲げており、この目標に達成に向け、市町村と連携して取り組んでまいります。

県では、高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、引き続き、特別養護老人ホームの整備を進めていきます。

○ 県有地の提供や賃借料への補助など整備推進に向けた取組について

特別養護老人ホームの整備を進めるため、県では、政令指定都市・中核市を除く地域で、新たに施設に開設する際や、建替えを行う際に、整備を行う床数に応じて補助を行っています。この補助については、令和6年度に、物価高騰等を勘案し、単価を1床あたり2,550千円から3,621千円への引上げも行いました。

また、特別養護老人ホーム整備のための施設用地の確保に向けては、定期借地権設定に係る一時金に対する事業者等への補助や、土地所有者と事業者とのマッチング等の取組を行う市町村への補助を行っておりますので、こうした取組を通じて、引き続き特別養護老人ホームの整備促進に努めてまいります。

○ 空床がある施設の数と空床率、その原因と対策について

県では、県内の空床のある特別養護老人ホームの施設数を把握していませんが、施設全体の平均入所率は約95%となっており、約5%の空床があると推計されます。

この特別養護老人ホームの空床については、事業者の団体からは、特別養護老人ホームの整備が一定程度進んでいること、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など介護を必要とする高齢者の住まいとしての選択肢の幅が広がってきたことから、空床が増加傾向にあると伺っています。

しかし、病院に入院した入所者の退院を待つために、空床として確保しておく事例もあることから、一定数の空床は必要であると考えます。

県では、補助金も活用しながら、施設の整備を進め、特別養護老人ホームへの入所を希望する方々ができるだけ早期に入所できるよう取り組んでいきます。

● 消費者施策推進指針の改正にあたっての県の取り組み強化について

○ 訪問販売被害防止に向けたステッカー等による拒絶意思表示の条例化について

ステッカー等による訪問販売の規制については、「健全な事業者の営業活動の阻害」、「規制による地域の見守り活動や地域コミュニケーションへの影響」、「ステッカーを張った高齢者の狙い撃ち」等の規制への懸念も指摘されており、必ずしも最善な解決策とならないと考えています。

そこで、悪質な訪問販売による消費者被害を防止するため、平成30年に県は、適正な勧誘に向けて自主的に取り組む事業者団体と「悪質な訪問販売撲滅！かながわ宣言」を行い、「神奈川で悪質な訪問販売を許さない」という機運を醸成し、撲滅に向け一丸となって取組を進めているところです。

また、新たな「かながわ消費者施策推進指針」に、「消費者から信頼される事業者

活動の促進」を位置付け、事業者団体等と連携し、消費者向け啓発等を共同で実施するとともに、事業者向けにコンプライアンス意識向上の研修等を行い、消費者トラブルの未然防止を図ることとしています。

引き続き、事業者団体等が行う適正な勧誘に向けた自主的な取組を支援し、連携して消費者トラブルの未然防止を図ります。

○ 適格消費者団体の活動維持・発展に向けた支援強化について

近年は悪質商法に対する苦情相談や、デジタル社会を反映した新たな消費者トラブルが急増しており、消費者に代わって、事業者の不当な行為等に対して差止請求などを行うことができる、「適格消費者団体」の活動が広がることは、県内の消費者被害の未然・拡大防止に寄与するものと考えています。

「神奈川県消費生活条例」においても、適格消費者団体に対する支援を位置付けており、団体の活動支援のため、平成 27 年度から国の地方消費者行政強化交付金等を活用して財政的支援を行ってきました。

また、事業者への差止め請求や申入れ等を検討する際に、適格消費者団体が行う理事会の開催場所の提供や、県のイベント等において団体の活動や制度の周知を図るなど活動を支援しています。

加えて、県のホームページに設置した「悪質商法目安箱」に寄せられた悪質事業者等の情報を適格消費者団体にも適宜提供することで、差止請求など、解決に向けた団体の活動を後押ししていきます。

引き続き適格消費者団体との連携を深め、活動の支援や情報提供の充実を図っていきます。

● 暮らしと環境に重大な影響を与えるリニア中央新幹線に対する知事の姿勢について

リニア中央新幹線は、首都圏など三大都市圏を結ぶ我が国の新たな大動脈であり、開業により、沿線都市との移動時間が飛躍的に短縮され、ビジネスや観光に新たな交流が生まれるなど、神奈川の経済に及ぼす効果は、非常に大きいものと認識しています。

そこで、県は、総合計画である「新かながわグランドデザイン」に、首都圏や全国との交流連携を強化するため、リニアの建設促進を位置付けています。

リニアの整備について、県と県内市町村などで構成する期成同盟会では、安全確保に万全を尽くすこと、環境影響を可能な限り低減するよう必要な措置を講じることなどを申し入れており、J R 東海は、これを受け、県内各地で住民の安全や環境に配慮しながら、適切に工事を進めています。

こうしたことから、リニア事業の撤退を進言する考えはありません。

政総第2307号
令和7年3月24日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和7年2月26日付け神議第2107号をもって送付のありました青木 マキ議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 齊藤
内線 3026

答 弁 書

● 有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）の検査について

まず、土壌の測定についてですが、県では、PFOS及びPFOAによる県民の健康被害を防止するため、国及び水質汚濁防止法に基づく権限を有する政令市と連携し、令和3年度から、同法の水質測定計画に基づき、河川、地下水等の水質測定を進めてきました。これまでの調査で、水質の暫定目標値を超過した地点においては、国の手引きに基づき、周辺住民等への注意喚起、継続的な監視調査、追加調査（周辺調査）等を実施しています。

一方で、土壌については、地下水汚染との因果関係を明らかにするための知見が蓄積されておらず、井戸や地下水の汚染源特定の一助とはならないことから、測定を行う予定はありません。

次に、放流水及び下水汚泥の測定についてです。

下水の放流水については、汚染の有無を判断する目標値等が定められていないため、現在、測定を行っていませんが、河川等に放流されていることから、今後の対応について検討していきます。

下水汚泥については、汚染の有無を判断する目標値等が定められていないため、測定を行う予定はありません。なお、本県では、現在、下水汚泥の肥料化に向けて実現可能性を検討している段階であり、目標値の設定などPFOS及びPFOAの測定に関する動向を注視していきます。

最後に、汚泥についてですが、神奈川県内の12市6町を給水区域とする県営水道では、PFOS・PFOAについて、令和2年度から、河川から取水した水や浄水後の水道水の定期検査を行っており、PFOS・PFOAが原水から検出された場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、浄水汚泥についても検査を実施し、適正に処分していきます。

● 里親制度の更なる推進に向けた里親の負担軽減について

里親のためのレスパイト・ケア事業は、本来、養育に疲れた時だけでなく、里親の病気や冠婚葬祭、出張、リフレッシュを求める場合など、様々な場合に利用できる制度です。

また、里親の中には、この事業を利用したいと思っても、子どもへの気遣いや児童相談所の受け止めが気になる等の理由から、利用を控える方がいることも考えられます。

そこで、里親支援の拠点である「里親センターひこばえ」、児童相談所、各児童相談所ごとに設置された「家庭養育支援センター」が、里親会とも連携しながら、里親同士が交流する場の充実を図り、顔が見える関係を構築することで、レスパイト・ケアを利用しやすい環境を整え、里親の負担軽減につなげてまいります。

● 養育里親子・養子縁組親子への重層的な支援等について

○ 当事者同士の助け合いや課題解決を支援する取り組みについて

県では、「里親センターひこばえ」や「家庭養育支援センター」が主催し、里親や里子が集い語り合える様々な機会を提供しています。

また、「ひこばえ」では、特別養子縁組の親子を対象としたサロンやバーベキューなどの交流イベントも実施しており、サロンでは、養子当事者を招いてお話を聞く機会も設けています。

一方、地域では、里親会や「ことさんち」のように、当事者として里親家庭に寄り添いながら、里親同士が交流し悩みを語り合う場づくりを行っている団体もあります。

そこで、県では、こうした地域で里親を支える活動に取り組む団体等と連携し、語り合いや集いの場に関する情報を里親に向けて発信することにより、里親同士の交流を促進し、子育ての悩み等を気軽に相談し合える関係づくりを支援してまいります。

○ 社会全体で子育てをしていく取組の今後の方向性について

県では、昨年12月に制定した「神奈川県子ども目線の施策推進条例」に基づき、子ども・若者に関する施策を総合的に推進するため、現在、「神奈川県子ども・若者みらい計画」（仮称）の策定を進めています。

この計画案では、基本方針のひとつとして、「社会全体で連携し、協力することで、子ども・若者を支え、育てること」を掲げ、具体的な施策の検討を進めています。

こうした中、里親家庭の子育てを地域で支えていくためには、里親家庭も他の家庭と同様に、必要に応じ、市町村のショートステイ事業等の子育て支援サービスを利用できることが望ましいと考えています。

同時に、地域の子育て家庭が何らかの理由で一時的に養育困難となった場合に、このショートステイ事業を通じて、里親家庭が子どもを預かることができれば、地域における里親への理解や他の子育て家庭との交流が進むとともに、里親の経験値が向上し、里親委託の促進につながることも期待されます。

そこで、県では、里親家庭がレスパイトとしてショートステイ事業を利用できる仕組みについて検討するとともに、この事業で里親家庭も子どもを預かることができないうか、関係市町村との調整を進めるなど、地域で里親家庭の子育てを支えながら、里親家庭が地域とのつながりを構築できるよう取り組んでまいります。

選管第1019号
令和7年3月24日

神奈川県議会議長 柳下 剛 様

神奈川県選挙管理委員会委員長 保阪 努
(公印省略)

質問趣意書について (回答)

令和7年2月26日付け神議第2107号をもって送付のありました、青木マキ議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
選挙管理委員会
下澤、村山 内線 3166

答弁書

選挙公報は、選挙運動の一環として、氏名、経歴、政見などを広く有権者に伝えるために、選挙管理委員会が作成し、各世帯に配布するものであり、有権者が候補者の情報を知る上で、大変重要なものです。

このため、選挙公報の作成にあたっては、決して誤りが無いよう、正確な作業が必要です。また、公職選挙法第170条により、原則、選挙期日前2日までに配布するものとされていることから、選挙公報掲載申請期日に掲載申請を受理した後、速やかに印刷業者へデータを引き渡し、印刷を開始する必要があります。

候補者等による選挙公報の掲載文原稿の提出にあたっては、令和元年執行の参議院議員通常選挙から、電子データで提出することが可能となり、本県においても、国と同様にCD-R/RWによる受付を開始しました。一般的に、電子データの受渡しはUSBメモリも用いられますが、CD-R/RWと比較して小型なものが多く、取違えや紛失のリスクが高まる傾向があるため、現在では、CD-R/RW又はDVD-R/RWでの提出をお願いしているところです。

しかし、光ディスク市場の縮小等も踏まえ、USBメモリをはじめとする他の外部記録媒体についても、セキュリティの確保、取り扱う媒体が増えることによる事務処理ミスが発生といったリスクを検証のうえ、次の国政選挙から利用を拡大する方向で検討します。

なお、ご指摘の電子メールやクラウドサービスといったオンラインを利用した電子データの提出については、公職選挙法第168条により、選挙公報掲載文の申請は文書ですることとされており、また、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第10条第1号及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令別表（第4条関係）により、オンラインの利用が適用除外とされています。この理由について、改めて総務省に確認しましたが、「選挙公報の掲載申請は対面での申請を想定しているため」とのことであり、現状、対応は困難です。

しかしながら、オンラインの利用には、セキュリティの確保や、提出方法の多様化による事務の煩雑化といった課題がある一方、掲載文原稿の提出が容易になり候補者等の利便性を高めるというメリットがあることから、今後、都道府県選挙管理委員会連合会を通じて国へ法改正要望をしていくことについて、検討してまいります。

政総第2307号
令和7年3月24日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和7年2月26日付け神議第2107号をもって送付のありました北井 宏昭議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 齊藤
内線 3026

答 弁 書

● 県庁職員が能力を存分に発揮出来る環境について

○ 県庁職員の充足感について

県では、「新かながわグランドデザイン実施計画」に掲げるプロジェクトを推進するため、徹底した事務事業の見直しを進めるとともに、より優先度の高い施策・事業に職員を重点配置するなど、限られた人材で着実に施策・事業を進めるための組織・執行体制の構築に取り組んでいます。

職員の配置については、各局総務室等を通じて業務内容や業務量、時間外勤務の状況等を丁寧にヒアリングし、必要な職種・職員数を調整しており、適正に行っているものと考えています。

今後も効果的・効率的な組織・執行体制による組織運営を行い、質の高い県民サービスの提供を目指してまいります。

○ 持続可能な神奈川に向けた目標設定について

総合計画を着実に推進していくためには、証拠に基づく政策立案（EBPM）の考え方をを用いて施策の実施状況について政策評価を行い、その評価に基づき政策運営の改善を図るPDCAサイクルを回すことが重要です。

そこで、令和6年3月に策定した「新かながわグランドデザイン実施計画」では、令和6年度から令和9年度までの計画として、13のプロジェクトごとに、プロジェクトのねらいと施策の関係性を明確化したロジックモデルを示したうえで、プロジェクトの達成度を象徴的に表し、KGIの性格を有する「指標」と、施策事業の進捗を測る「KPI」という2種類の数値目標を設定しています。

一方、今年度、政策評価の方針を定めるにあたり、総合計画審議会からは、計画の最終年度に各KPIがどれだけ効果的なものだったかを評価し、次期計画のKPIに生かすべきとの意見もいただいています。

次期実施計画の検討にあたっては、現在の数値目標について達成状況等を踏まえて検証したうえで、将来に希望の持てる社会に向けて、県民の皆様が効果を実感できる数値目標を、若手職員も含め全庁を挙げて検討してまいります。

○ 職場環境について

県では、組織全体を活性化し、県民サービスの向上につなげていくことを目的として、オフィス改革、執務空間の確保などに取り組み、職員が能力を発揮できるような働きやすい職場環境の整備を進めています。

令和5年度からは、オフィス環境の改善を目的としたオフィス改革を集中的に実施しています。実施にあたっては、「オフィス環境の改善基本方針」に則り、フリーアドレスが可能な共用機の導入、打合せスペースや大型モニターの設定、オープンフロア化など、職員間のコミュニケーションの活性化、業務の効率化、ペーパーレス化が図れるよう、レイアウトの変更を行っています。

また、今年度からは、新たに民間ビルを借り上げ、いくつかの所属を民間ビルへ

再配置することによって、執務室にスペースを生み出すとともに、共用会議室も増設いたしました。

加えて本庁舎の地下には、多様な利用を想定した会議室をオープンさせました。この会議室は、各ブースに分かれたミーティングスペースやソファ席もあり、勤務時間内のグループ討議やフランクな打合せだけでなく、昼休みも開放していますので、職員同士の雑談や情報交換など、コミュニケーションを図れる場所としての活用も促しています。

今後も、こうした取組を進め、職員が働きやすい職場環境を整備していきます。

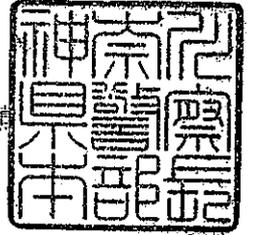


神国捜発第50号

令和7年3月19日

神奈川県議会議員 柳下 剛 殿

神奈川県警察本部長 和田 薫



質問趣意書について (回答)

令和7年2月26日付け神議第2107号をもって送付のありました松長泰幸県議からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先	総務部総務課連絡係
------	-----------

答 弁 書

問 外国人犯罪を抑止するために行っている現状の対策について伺いたい。

(答)

県警察では、県民に不安を与える犯罪の抑止に向けて、犯罪の発生状況や地域住民の要望等を踏まえた警戒活動のほか、関係機関・団体等と連携した防犯パトロールやキャンペーンでの広報啓発などの取組を推進しています。

また、外国人が、言語や生活習慣の相違等から生ずる犯罪やトラブルに巻き込まれることがないように、多言語で作成したチラシを用いたり、交流イベント等の機会を活用して、外国人に対する防犯対策や交通安全対策を実施しています。

さらに、携帯電話や預貯金口座の売買、犯罪実行者募集情報への応募等の違法行為について、多言語を用いて作成した注意喚起のチラシを外国人に配布するなどの広報啓発にも取り組んでいます。

政総第2307号
令和7年3月24日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和7年2月26日付け神議第2107号をもって送付のありました谷 和雄議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 齊藤
内線 3026

答 弁 書

● 県内中小企業の産業人材の育成について

県内中小企業においては「若手社員の早期退職」等の課題があり、長く働き続けてもらうため、企業全体の組織としての取組が必要であり、特に社内においてスキルアップを図る「従業員の人材育成」の充実が重要です。

現在、県では総合職業技術校等において、中小企業の従業員が新たな技術を身につけるための職業訓練である「スキルアップセミナー」を実施しています。「木材や金属製品の加工技術」等の製造業向け講座をはじめ、「CADを利用した建築設計」等の建設業向け講座などを実施しており、比較的低廉な価格であることから、年間約4,000名の方々が受講しています。

また、今年度から、DX等を活用した業務改善などを進める人材を育成するため「リスクリング人材育成事業」をオンライン形式で実施しています。

しかし、製造業では、常に時代の変化に対応した人材の育成が求められており、スキルアップセミナーは、そのニーズに的確に対応する必要があります。

また、リスクリング人材育成事業では、募集枠以上の応募があり、受講できない企業があったほか、企業の成長を促すためには、経営者自らがリスクリングの必要性を認識し、経営スキルを向上させることが重要となっています。

そこで、スキルアップセミナーでは、企業のニーズを調査した上で、外部の有識者等による検討会により、新しい講座を策定しており、来年度は、「デジタルを活用した溶接指導技法」といった講座を新たに実施する予定です。

また、リスクリング人材育成事業では、募集企業を今年度の100社から150社に拡充するとともに、新たに経営者向けの組織改革や経営の基礎力向上といった学習プログラムを追加したいと考えています。

このような取組により、総合職業技術校等における職業訓練やリスクリング人材育成事業を拡充させ、県内中小企業の産業人材の育成を図ってまいります。

● 脱炭素社会の実現に向けた取り組みについて

脱炭素社会の実現に向けては、温室効果ガス排出量を削減させる取組に加えて、吸収源対策として、藻場の再生等によるブルーカーボンの取組や、森林の整備等によるグリーンカーボンの取組を強化していく必要があります。

まず、ブルーカーボンについては、本県沿岸域において、海藻の森である藻場が消失する「磯焼け」が拡大していることから、県は、「早熟カジメ」の海への移植を進めてきましたが、今後、更に民間企業等との連携を強め、藻場再生の取組を加速化させていきます。

また、藻場再生等の担い手が自立的かつ継続的に取り組めるよう、ブルーカーボンクレジットの活用に向けた普及啓発を実施していきたいと考えています。

次に、グリーンカーボンについては、若い樹木ほど盛んに二酸化炭素を吸収し、樹木が成熟するとともに吸収量が減少していくことが知られています。

このため、道から近く、高林齢化したスギ等の人工林については適期に植え替え

を行うことで森林の若返りを図り、二酸化炭素の吸収量を向上させる取組を強化していきたいと考えています。

さらに、グリーンカーボン・クレジットについても、国が二酸化炭素の吸収量等を認証するJ-クレジットの活用を、まずは県有林において検討していきます。

このように、ブルーカーボンとグリーンカーボンの取組による吸収源対策を強化することにより、脱炭素社会の実現を目指してまいります。

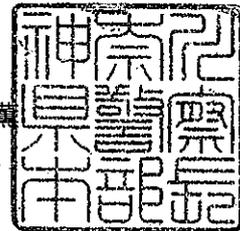


神交捜発第227号

令和7年3月19日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県警察本部長 和田 薫



質問趣意書について (回答)

令和7年2月26日付け神議第2107号をもって送付のありました谷和雄県議からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先	総務部総務課連絡係
------	-----------

別紙

答 弁 書

問 県道 70 号（秦野清川線）の暴走車両に対する対応について

（答）

県道 70 号におきましては、これまで偽造ナンバーの使用車両や整備不良車両を検挙するなど、暴走行為に関連する違法行為の取締りを行っているほか、パトカーによる警戒活動を随時実施しているところであり、今後も各種法令を適用した取締り活動を推進することとしております。

また、これら行為を防止するため、道路管理者に対し、道路へのチャッターバーの設置や防犯カメラの設置を働きかけるなど、「道路環境対策」にも引き続き取り組んでまいります。

政総第2307号
令和7年3月24日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和7年2月26日付け神議第2107号をもって送付のありました小川 久仁子議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 齊藤
内線 3026

答 弁 書

● 地方独立行政法人神奈川県立病院機構について

○ 県立循環器呼吸器病センターについて

県では、病院機構に指示した、令和7年度からの「第四期中期目標」の中で、今後、病院機構が運営する各県立病院について、10年程度先を見据えて、病院機能のあり方を、再編等も視野に入れて検討する必要があることを「長期ビジョン」として示しています。

これを受け、病院機構では、今定例会に提案している「第四期中期計画(案)」において、高齢化の更なる進展に伴う医療ニーズの変化に対応するため、県立病院の再編等も視野に入れながら、地域の医療機関との機能分化や連携等に努めることとしています。

こうしたことを踏まえ、県では循環器呼吸器病センターについても、今後の望ましいあり方について病院機構と共に検討を進めてまいります。

○ 神奈川リハビリテーション病院について

「神奈川リハビリテーション病院」は、3つの福祉施設と併せた「神奈川県総合リハビリテーションセンター」として、昭和48年に県が設置し、現在は指定管理者制度により運営されています。

一方で、近年、医療や福祉を取り巻く環境は大きく変化していることから、県では、リハビリテーションセンターが県立施設として果たすべき役割や目指す姿について、患者や当事者の目線で改めて整理するため、今年度「神奈川県総合リハビリテーションセンターあり方検討会」を設置しました。

神奈川リハビリテーション病院の運営形態についても、こうした場を活用し、しっかりと検討してまいります。

○ 県立病院機構が5つの県立病院を運営することについて

県では、各病院の経営の効率化だけでなく、医療人材の確保・育成や病院間の連携の強化という観点から、機能の異なる5つの県立病院を県立病院機構が一括して運営する体制としています。

今後は、技術革新が進むデジタル技術を活用した医療DXを病院機構が先頭に立って進めることにより、5つの病院がデジタル技術でより一体となった運営を行い、例えば、県西地域の拠点である足柄上病院が、がんセンターと遠隔で共同診療を行うなど、患者にもメリットが実感できる取組を進めていきます。

併せて、各病院の機能やあり方について、その再編等も視野に入れ、中長期的な視点で病院機構と共に検討してまいります。

● かながわ共同会について

県は、津久井やまゆり園事件からの再生に向け、県議会とともに、「津久井やまゆり園再生基本構想」を策定し、また、利用者の意思決定支援や、津久井やまゆり園、

芹が谷やまゆり園の2つの園の整備に取り組んできました。

しかし、その間、かつての津久井やまゆり園の利用者支援に関し、不適切な支援が行われてきたと指摘する情報が県に寄せられ、県は、同園の利用者支援の内容について検証を進め、その結果、同園では、安全面を優先した、長時間の居室施設など、虐待の疑いの強い身体拘束が行われてきたことが明らかになりました。

さらに、これらは中井やまゆり園や愛名やまゆり園といった他の県立施設でも同様の課題であることがわかり、現在、中井やまゆり園では、アクションプランに基づく利用者支援の改革を進めています。あわせて、本来、指導すべき県の認識も不足していたことが明らかになり、県は、監査やモニタリングの充実強化にも取り組んでいます。

こうした中、社会福祉法人かながわ共同会が指定管理者となる愛名やまゆり園では、元職員により利用者を骨折させるという事案など、複数の虐待事案が発生しており、共同会では、第三者委員会を立ち上げ、検証を進めてきました。

昨年10月に公表された中間報告書によれば、勤務歴の長い先輩職員の手法や方針が優先されがちで、支援の方針決定は園任せであるといった課題が指摘されており、法人本部と各施設の動きを連動させるための法人規模の縮小や、現場の支援をサポートする仕組みの導入など、法人運営の抜本的な改革が求められています。また、同報告書では、虐待が起こった背景には、県による関与の仕方にも問題があると指摘されています。

この報告書を受けた共同会は、令和7年1月に、「かながわ共同会法人改革・愛名改善等実行プラン」を作成し、法人改革を強力に進めていくこととしており、県としては、共同会が策定した「実行プラン」が着実に実行されるよう、県職員を派遣するなど、これまで以上にチェック体制を強化します。また、県に対して指摘された課題も含め、抜本的な改革に取り組んでまいります。

また、津久井やまゆり園については、令和5年4月から新たな指定管理がはじまっており、その中では、当事者目線の支援の実践や通過型施設として地域生活移行を進めています。「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」では引き続き方向性を検討する施設としており、どのような運営のあり方が相応しいのか、地域生活移行の取組状況などを確認しながら、検討を進めてまいります。

● 新しい福祉の地方独立行政法人について

○ 新しい福祉の地方独立行政法人の設立にあたっての人事の透明化について

地方独立行政法人制度は、理事長のリーダーシップを生かしたトップマネジメントにより事業運営を行う制度であり、その人事は大変重要です。

県が令和8年4月に設立を目指す地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（仮称）（以下「法人」という。）は、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現することを目的としています。

こうした法人の理事長や職員は、津久井やまゆり園事件以降、県が当事者目線の支援といった考えに至る経緯などを理解するとともに、その実践に必要な知見、相手を思いやる共感力、行動力や向上心を有していることが重要です。

県は、こうした背景を踏まえて、県内外から、法人が目指す目的を實踐できる人材を確保してまいります。

また、今定例会に提出した定款案には、県職員による立ち入り検査等に応じなければならないことや、積極的に情報公表を行うことを規定するとともに、利用者支援や法人運営に障害当事者の意見を反映させるため、法人役員の中に障害当事者に入ってもらおうといった規定を、地方独立行政法人として初めて設けています。

さらに、法人から独立した第三者として、障害当事者、学識者や県議会議員等で構成する機関を設置、定期的にチェックを受ける仕組みを、法人運営の指針となる中期目標に盛り込むことなどを検討していきたいと考えています。

県は、法人に相応しい人材を確保するとともに、第三者による積極的な関与の仕組みを構築し、運営の透明性を強化することにより、当事者目線の障害福祉を實踐し、地域共生社会の実現に取り組んでまいります。

○ 県と地独との向き合い方について

現在、本県は、3つの地方独立行政法人を設立しておりますが、法人ごとに事業内容や組織規模も異なり、どういった内容であれば情報を公開すべきか、どのような方を評価委員会委員として選任すべきか、などの視点も法人ごとに異なるため、全ての法人に共通したルールを設けることは困難です。

一方で、県は、法人の設立団体として、その事務及び事業の全般に関して、県民に対する説明責任を負っています。そのため、法人の自律的な運営を保障しつつも、情報公開のあり方について、県として妥当と考えるルールを定めていただくことや、立ち入り検査、評価委員会委員の人選などを通じ、県が、その運営に、適切に関与していくことは重要です。

こうしたことから、県の監督機能をより効果的なものにしていくには、どのようなルールが必要か、そして、どのように定めるべきかを、それぞれの法人ごとに、所管局とともに検討してまいります。

政総第2307号
令和7年3月24日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和7年2月26日付け神議第2107号をもって送付のありました柳瀬 吉助議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 齊藤
内線 3026

答 弁 書

● 指定管理者の非公募及び一者応募の場合の評価のあり方について

○ 選定時の外部評価委員会の評価について

指定管理施設における事業の改善に関しては、毎年度実施する県のモニタリング結果や定期的に行われる指定管理者制度モニタリング会議での専門家の助言等を踏まえ、施設所管局で検討を行い、その結果を募集条件に反映しています。

そして、申請団体から当該募集条件に基づく提案を受け付けた後、外部評価委員会において、指定管理者候補の選定評価を行うこととしています。

今後も、こうしたPDCAの仕組みを通じて、事業の持続的な改善につなげていくよう施設所管局に改めて周知し、県として適切な制度の運用に努めていきます。

○ 現行の選定方法や選定基準について

指定管理者候補の選定にあたっては、指定管理者制度の運用に関する指針に基づき、公募・非公募施設ともに「Ⅰサービスの向上」、「Ⅱ管理経費の節減等」、「Ⅲ団体の業務遂行能力」の3つの大項目を設定し、それぞれ55点、20点、25点を配点し、合計100点満点で評価を行っています。

このうち、「Ⅱ管理経費の節減等」に関する評価は、提案額の積算が正確かつ適切に行われている場合、最も低い価格の提案額を満点とし、その他の提案額を最低の提案額との比較により相対評価する方式を採用しています。そのため、非公募施設と1者応募については、比較する提案がないと満点の評価となり、経費節減のインセンティブが働きにくくなっていると考えられます。

そこで、経費節減のインセンティブが適切に機能するよう、今後、提案額に基づく相対評価の方式から、積算価格を基準とした節減率により評価を行う絶対評価の方式への見直しを検討します。

また、選定基準の各項目の評価についても、県が求める水準に対しどの程度優れた提案がなされているかという視点で「大変優れている」は5点、「やや優れている」は4点など、5段階の評価としていますが、比較する提案がない状況では基準が曖昧となるため、例えば類似施設との比較を行うなど、施設の特性に応じた具体的な判断の目安を外部評価委員会に提示するよう施設所管局に周知していきます。

○ 非公募の場合の事業継続のリスクについて

指定管理者が事業を継続できなくなった場合、最終的には、県が直営で当該施設を管理・運営することになると考えます。

なお、こうした事態が発生しないよう、指定管理者制度の運用に関する指針に基づき、引き続き団体の業務遂行能力などを適切に評価していくよう施設所管局に周知していきます。